

# 林業普及指導実施方針書

平成17年4月

青 森 県

## 1 趣旨

国では、平成13年に森林・林業基本法が施行され、その中で森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする施策を推進することが明記され、これを受けて策定された「森林・林業基本計画」において、林業普及指導事業は、指導的林業者等を対象とした重点的な普及、自然条件や個々の林業経営の実態等に即したきめ細かな普及等に努めるなど、地域の特性に応じて効率的かつ効果的に推進することとされた。

また、本県においては、平成14年に「青森県森林・林業基本計画」が策定され、「いのち育むふるさとの森づくりと循環型社会に貢献する林業・木材産業の振興」を基本理念とし、緑豊かなふるさとの森づくりの推進、地域の特性を活かした林業の振興、木材産業の振興と県産材の利用促進、ゆとりと潤いある山村の創造に努めることとした。

このような中、平成16年の森林法改正により、平成17年4月から従来の林業専門技術員と林業改良指導員の資格が「林業普及指導員」に一元化され、林業普及指導事業の実施に当たっては、取組課題と対象者の重点化、普及指導活動の方法の改善、実施体制の効率化、林業普及指導員の資質の向上等を図ることとされた。

以上のような状況を踏まえ、本県の林業普及指導事業については、本実施方針に基づき、現在の森林・林業を巡る情勢に即して、より効率的かつ効果的に実施していくこととする。

## 2 普及指導活動の課題

林業普及指導事業は、林業普及指導職員が試験研究機関による研究成果の現地実証等を行い、森林所有者等に接し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う事業であり、これまで林業技術の改善、林業経営の合理化、森林整備の促進等に重要な役割を果たしてきた。

このような林業普及指導事業の基本的役割を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展を達成するために、今後は林業普及指導員が森林所有者等に対して、森林の有する多面的機能の発揮に資する高度な技術を採算性を確保しつつ定着させること、効率的かつ安定的な林業経営を担う人材の育成・確保を図ること、地域全体で木材利用の推進を図り、林業生産活動を活性化させ、森林整備を促進させることに課題の重点化を図る。

## 3 普及指導活動の方法

2の普及指導活動の基本的な課題及び森林・林業基本計画における普及対象者の重点化に対応し、林業普及指導員は地域の特性に応じて次のように、(1)高度

な森林施業技術等を普及指導するスペシャリスト、(2)林業普及指導員の持つ高度な技術と知識を背景とし、地域全体の関係者の合意形成や実施上の連携・調整を図るコーディネーター、(3)森林・林業の担い手はもとより、広く森林整備に参画する主体を支援するサポーターとしての具体的な活動方法を明確化することにより、効率的かつ効果的な普及指導活動を実施することとする。

## (1) スペシャリストとしての普及指導

### ア 高度な森林施業技術等の普及指導

森林の有する多面的機能の発揮のため、育成複層林施業等のこれまでの技術の蓄積が乏しい高度な森林施業技術を採算性を確保しつつ林業経営に定着させることとする。

この際、林業普及指導員が直接的かつ積極的に森林所有者等に接することにより現地の要請を的確に把握し、試験研究機関等において開発・考案された技術・知識を地域の特性に応じた実用的なものとするにより適切な普及を図る。

### イ 林業経営者等の育成・確保

林業経営を担う人材の育成・確保のため、林業経営に意欲的な林業経営者及びその後継者を対象として、現地検討会や研修等により、最新の林業技術の移転や経営手法等の指導を行う。

なお、地域一体となった森林整備と林業生産活動の推進のため、地域における森林整備の推進のまとめ役となる指導林家や林業研究グループ等のリーダーを重点的な普及指導の対象として、高度かつ最新の林業技術についての個別指導や合意形成手法の指導等を行う。

## (2) コーディネーターとしての普及指導

### ア 地域全体での森林整備の促進

国土の保全や環境の保全、さらに地球温暖化防止のための吸収源対策等としての森林整備の重要性を喚起することにより、森林所有者等の森林整備についての合意形成を図り、森林施業の団地化・集約化を促進する。

また、必要な森林施業が十分行われていない森林で公益的機能の発揮に支障を生じる恐れのある場合は、団体等への経営・施業委託等がなされるよう、巡回指導や相談活動を積極的に実施する。

さらには、各種補助奨励事業や制度資金等の行政施策を有効に活用し、植林、下刈り、間伐等の一連の森林整備を地域全体で促進する。

### イ 地域全体での木材利用の推進

地域材住宅の開発等地域材の利用推進や木質バイオマスエネルギーの利用手法等の地域全体で取り組むべき課題については、林業普及指導員がコーディネーターとして、企画段階から積極的に参画し、川上から川下までの林業、木材産業、建築業等の幅広い関係者の合意形成促進を図り、課題解決に向けた連携・調整、情報提供等に取り組むこととする。

### (3) サポーターとしての普及指導

森林ボランティア活動や森林環境教育等については、社会全体で森林整備を進める機運の醸成を図るためには重要であり、林業普及指導事業の基本的役割を踏まえるとともにその効率的かつ効果的な実施に資するため、林業普及指導員は森林教室の企画等に直接的に関与するのではなく、森林ボランティアや森林環境教育の指導者の育成、マニュアル作成等の専門的知識・技術による指導及びNPO等の団体間の連携・調整等に重点的に取り組む。

また、森林所有者等に対しても、森林の有する多面的機能等の幅広い知識の普及を図る。

### (4) 連携の強化

#### ア 民間との連携

既に民間が先導して優れた情報提供や技術指導を行っている税務・労務及びキノコ種菌等の分野については、民間の専門家が持つ知識と経験を活かすとともに、森林整備や林業経営等の各専門分野において、先進的な技術・知識を有している指導林家や林業技士等と連携し、森林所有者等へ課題解決のための有効な技術・知識について効率的な移転を図ることとする。

#### イ 情報ネットワークの活用

普及指導を図るべき情報は、林業普及指導員や森林所有者等の間でインターネット等を活用することにより可能な限り共有し、関係者間の迅速な情報交換や必要となるデータベースの蓄積を図る。

## 4 林業普及指導員の配置

地域の特性に応じた林業普及指導事業の効率的な実施、特に重点課題の早期解決を図るため、林業普及指導員が直接森林所有者等に接する機会を増やすことができるようにするなど、適切な配置を行い、より効果的な普及指導活動を推進する。

## 5 林業普及指導員の資質の向上

林業普及指導事業において、高度化・多様化した要請に的確に対応するため、

林業普及指導員に必要な専門的技術・知識や普及指導能力、関係者との調整能力等についての資質向上を図る。

(1) 林業普及指導員資質向上研修の実施

林業普及指導員が森林所有者等の要請する高度かつ多様な技術・知識に的確に対応し、調査研究と普及指導を同時に行いうる森林・林業に関するスペシャリストとして、効果的な普及指導活動を実施できるようにするため、高度かつ先進的な森林施業技術等の専門的技術・知識についての研修を実施する。

また、地域全体の取組課題の解決のためコーディネーターとして必要となる関係者との調整能力や合意形成手法等に関する資質の向上を図る。

(2) 人事交流の推進

高度化かつ多様化した技術・知識が林業普及指導員に求められてきていることから、試験研究機関や関係行政部局との幅広い人事交流を計画的に推進する。

6 その他林業普及指導事業の運営

(1) 事業実施に対する評価システムの確立

林業普及指導事業における個々の取組の目的を着実に達成するため、その活動成果等について客観的に評価し、将来の活動に適切に反映していくための制度の導入やその評価結果の公表等を図ることにより、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、評価結果の反映(Action)という一連の評価システムを確立し、効率的かつ効果的な事業実施に資することとする。

(2) 関係組織等との役割分担及び連携強化

効率的な林業普及指導事業の推進するため、森林・林業の施策の推進に関わっている関係組織等との役割分担を明確にしつつ、これらの関係組織等と密接に連携した取組を行う。

ア 市町村との連携強化

平成16年3月の森林法改正において、要間伐森林制度や施業実施協定制度的における市町村の役割が拡大していることなどを踏まえ、市町村が行う森林・林業に関する施策が効果的に実施されるよう、市町村に対する技術的サポートを行うとともに、引き続き森林施業計画の作成に必要な森林所有者の合意形成を図るための市町村に対する指導助言等を図る。

イ 森林組合の指導事業への支援

森林整備や林業生産活動の促進に係る林業普及指導事業を効果的に実施するため、森林組合の指導担当者へ必要とされている技術・知識についての指導・研修を行うなど、森林組合の指導事業が効果的に実施できるよう支援する。

#### ウ 流域森林・林業活性化センターの活動への積極的な参画

林業普及指導員は、流域における森林・林業の活性化を図るため、流域林業活性化センターの活動に対して、森林・林業に関する技術・知識について、技術的見地からの助言等のサポートを行う。

#### エ 普及指導協力員制度の活用

一定の技術・知識を有する民間の専門家を普及指導協力員として活用することにより、効率的な普及指導活動を実施する。

また、普及指導協力員に研修等を実施し、高度かつ最新の技術・知識等を付与することとする。

#### オ 林業労働力確保支援センターとの連携強化

新規林業就業者の確保・育成及びその定着を図る観点から、林業労働力確保支援センターが行う各種研修に関する連携強化、定着支援のための巡回指導の重点的な実施等を行う。

#### カ 農業普及指導組織等との連携

農山漁村地域の総合的な振興、活性化を図る観点から、地域資源の活用に関して、農業普及指導組織等と地域一体となった取組を行い、森林所有者等の収入増大を図るなど効果的な普及指導活動を行う。